

## 平成 29 年度 第 6 回臨時総会 議事録

開催日時	平成 29 年 8 月 30 日 (水) 午後 1 時 30 分～午後 1 時 43 分					
開催場所	高知市たかじょう庁舎 5 階 南会議室					
出席委員	西野幸一 池澤 誠 西本統洋 加藤孝幸 高橋政継 廣井千里 中島義幸 大野 哲 久保田彦昭 山崎茂盛 竹内義昭 中島正根 中山忠明 山本和正 松田 環 上田 博 久保壽美男 矢野 強 以上 18 名					
欠席委員	川澤一博 以上 1 名					
事務局	吉良事務局長 岩崎次長 榮枝管理主幹 堀内係長 長澤主任 嶋崎主査 廣末主事 以上 7 名					
議題	議案第 1 号 高知市農業委員会協力員設置に関する規則の一部改正（案）について					

開 会	会長 大野哲が議長となり、開会を宣す。 (午後1時30分～)
議事録署名委員	議長が、加藤孝幸委員、久保壽美男委員を指名する。
議 事 議 長	<p>それでは、お手元に配布いたしました臨時総会次第により議事を進めてまいります。</p> <p>それでは、議事に移ります。</p> <p>議案第1号 高知市農業委員会協力員設置に関する規則の一部改正(案)について、事務局より説明願います。</p>
岩崎次長	<p>それでは事務局から、議案第1号、高知市農業委員会協力員設置に関する規則の一部改正案についてご説明します。</p> <p>この度の改正案は、農地利用最適化推進委員が中心に行う、農地の利用状況調査及び荒廃農地調査を行うにあたりまして、その活動を支援する高知市農業委員会協力員の設置に関するものであります。</p> <p>お手元の議案書の2ページをお開きください。新旧対照表により、改正する条文についてご説明します。</p> <p>まず、第1条の趣旨につきましては、現行規定では、農業委員会業務に対する情報提供、助言等の協力活動を行い、農業委員会の業務を円滑に行うために、農業委員会協力員を設置することとしておりましたが、これを高知市管内の農地の利用状況調査及び荒廃農地調査の困難な地域において、農地利用最適化推進委員の活動を支援し、農業委員会の業務を円滑に行うために、同協力員を設置することに改めます。</p> <p>続いて、第2条に規定します委嘱に関しましては、次の第1号及び第2号の要件を満たす者として、管内の地域を担当する農業委員が農地利用最適化推進委員の意見を聴いて推薦する者のうちから、会長が協力員を委嘱することとしております。</p> <p>次のページをお開きください。</p> <p>第5条に規定します協力員の任期につきましては、現行の規定では農業委員と同じ3年としておりましたが、これを職務にあわせて1年以内に改めることとしております。</p> <p>次に、定数を定めておりました第6条につきましては条文を削りまして、新たに第6条として、委嘱に係る必要書類の提出についての条文を加えております。内容は、</p>

岩崎次長	<p>協力員として委嘱を受けようとする者は、履歴書の提出とあわせて第3条に規定します欠格事項に関する申告書を提出していただき、委嘱後には誓約書を会長に提出することとしております。</p> <p>続いて、第7条の職務につきましては、第1条の趣旨に規定する内容に合わせまして、第1号に農地の調査等の協力に関することを定めて、これを職務としております。</p> <p>次のページをお開きください。</p> <p>第8条には、新たに報告に関する条文を加えております。ここで言う会長が定める方法につきましては、報酬の支払いに必要な役務の状況がわかる書類の提出をはじめ、その執行状況につきましては、協力員と一緒に活動する農業委員又は農地利用最適化推進委員を介して会長に報告する方法を考えております。</p> <p>次に、第10条に規定します協力員の報酬等につきましては、昨年の11月7日開催の臨時総会及び12月定例議会で可決いただきました報酬額の1回につき5,100円、これが3月定例議会の可決によりまして特別職の非常勤職員の報酬が一律100円引き上げられことになりましたので、現行の報酬額は1回につき5,200円に改正されておりますが、同条の第2項に、この報酬額の算定について、4時間以内をもって1回とするとして、条文化しております。</p> <p>また、この報酬の支払日につきましては第11条に規定し、任期の満了又は職務の執行を終えた翌月末までに支給するとしております。</p> <p>これらの改正規則につきましては、附則で平成29年10月1日から施行することとしております。また、先ほどご説明しました第6条に規定します必要書類の様式につきましては、議案書の9ページから11ページにそれぞれ添付しておりますので、ご覧ください。</p> <p>なお、今回提出しておりますこの規則の改正案につきましては、現在、文書法制課に見ていただいているところです。大きく変更するような場合には、事後の会議においてご報告させていただきますので、そのことにつきましてはご了承いただければと思います。</p> <p>協力員の設置規則の改正案についての説明は以上ですが、これに関連して議案書の12ページに資料を付けておりますので、ご覧いただけますでしょうか。</p> <p>少しお時間をいただきまして、この資料の説明をさせていただきます。</p> <p>この資料は、協力員の役割と協力員が関わる農地の利用状況調査等の進め方などに</p>
------	--

岩崎次長	<p>についてまとめたものです。先の改正案では、調査の困難な地域において協力員の協力を得るとしておりますが、その地域としましては、原則として、傾斜地が多く農地が点在する、地域の精通者でないと調査が困難な地域、いわば中山間地域又はそれに準ずる地域を想定しております。遊休農地等の調査は、農地利用最適化推進委員を中心となって、日常の現場活動を通して行うことになるわけですが、特に中山間地域では面積も広く、しかも農地が点在していますことから、地域の方でないと分かりにくいといった実情があります。これを助けるのが地域に精通した協力員というわけです。農地利用最適化推進委員は、協力員らの協力を得て担当区域内の農地について把握する必要がありますが、協力員を委嘱できるのは、市長の方針により3年の期間内とされておりまますので、この間は、予算の範囲内において、効率的かつ効果的に協力員を登用して調査を進めていく必要があります。</p> <p>効率的に調査を行う方法としましては、農地台帳や直払の地図情報を落とし込んだ航空写真を使って図上で農地の現状を確認してもらうことを考えております。地域内で長く暮らしている方は、現地にわざわざ赴かなくても農地の現状を把握しております。分からぬ又は記憶が定かでないような場合について現地調査を行っていただくことで、担当区域内の遊休農地や非農地と見なされるような再生利用が不可能と見込まれる農地の現状把握は可能です。</p> <p>これらの調査につきましては、農地利用最適化推進委員が主体的に行っていくとして位置づけ、農業委員はこの推進委員の活動を側面的にサポートしていく連携で、協力員の力添えをいただきながら効率的に調査を行い、日常における農地利用最適化推進委員の現場活動につなげたいと考えております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	ないようですので、本件は、議案どおり承認してよろしいでしょうか。
委 員	— 異議なし —

議長	ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり承認することいたします。 それでは、報告事項に移ります。 高知市担い手育成総合支援協議会幹事会において協議され、認定された農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定について、事務局より報告願います。
堀内係長	一 農業経営改善計画の認定について 報告 一 一 青年等就農計画の認定について 報告 一
議長	報告が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委員	一 意見なし 一
議長	ないようですので、以上をもちまして第6回臨時総会を閉会いたします。
閉会	議長が挨拶して閉会を宣す。 (午後1時43分)

以上のとおり、会議の次第を記載し、相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成29年9月5日

議長

大野哲

議事録署名委員

加藤恭章

議事録署名委員

久保、青木

議事録作成者

廣末翔太